

議案第 92 号

箱根町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 12 月 17 日提出

箱根町議会議員	山田	成宣
〃	川端	祥介
〃	勝俣	剛一

(提案理由)

箱根町議会基本条例（平成 25 年箱根町条例第 10 号）に掲げる「町民に開かれた議会」の実現へ向け、現行条例における委員会時の傍聴取扱いについて改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町議会委員会条例の一部を改正する条例

箱根町議会委員会条例（昭和 62 年箱根町議会条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

委員会は、これを公開する。ただし、次条の規定により委員会を秘密会とするときは、この限りでない。

第 16 条に次の 1 項を加える。

- 3 前 2 項で定めるもののほか、委員会における傍聴の取扱いに関しては、議会の会議における傍聴取扱いの例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。